

2019年(令和元年)12月9日

浄化槽設置者様・管理者様 各位

神奈川県浄化槽指定検査機関  
 一般財団法人 日本環境衛生センター  
 公益財団法人 神奈川県生活水保全協会  
 一般財団法人 神奈川県労働衛生福祉協会  
 一般社団法人 神奈川県保健協会

### 法定検査手数料（検査料金）改定のご案内

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より浄化槽法に基づく水質に関する法定検査（第7条および第11条検査）につきましては多大なご理解・ご協力を頂き感謝申し上げます。

検査にかかる手数料（検査料金）につきましては、1993年(平成5年)に改定を行い、現行手数料による実施を維持するよう努力して参りました。しかし25年余り間の諸経費の上昇により、現行手数料にての検査実施が困難な状況となって参りました。

このたび神奈川県に検査手数料の改定について申請を行い、2019年(令和元年)12月5日に承認を頂き、2020年(令和2年)4月1日より、下表の検査手数料（検査料金）での実施となりますこと、ご連絡申し上げます。

なお今回の改定では法律・制度の改定や設置の現状に合わせ、区分等の見直しを行っています。

皆様にはご負担となること大変心苦しいところではありますが、ご理解戴きますようお願い申し上げます。

#### 新検査手数料（検査料金）

検査手数料にかかる消費税は非課税です。(消費税法第6条に基づく) (円)

検査項目 人槽	第7条検査	第11条検査	
		単独処理	合併処理
10以下	<b>12,500</b> (11,500)	<b>5,500</b> (5,000)	
11~20	<b>14,500</b> (13,500)	<b>7,700</b> (7,000)	
21~50	<b>17,500</b> (16,000)	<b>10,000</b> (9,000)	
51~100	<b>21,000</b> (18,000~20,000)	<b>11,000</b> (10,000)	<b>13,800</b> (12,500)
101~300	<b>24,000</b> (20,500~22,500)	<b>13,700</b> (12,500)	<b>16,500</b> (15,000)
301~500	<b>28,000</b> (23,000~26,000)	<b>17,600</b> (16,000)	<b>21,000</b> (18,500)
501以上	<b>35,000</b> (32,000~40,000)	<b>22,000</b> (20,000)	<b>28,500</b> (25,000~33,500)

( )内は2020年(令和2年)3月31日迄の料金です)

改定時期：2020年(令和2年)4月1日より

詳しい内容は、浄化槽が設置されている地区の検査機関（裏面参照）へお問い合わせください。

神奈川県浄化槽指定検査機関一覧

浄化槽の設置されている市（区）町村	市（区）町村の検査機関名 電話番号 住所
横浜市(鶴見区、港北区、緑区、都筑区、青葉区)、川崎市、相模原市	一般財団法人 日本環境衛生センター 044-288-5225 川崎市川崎区四谷上町 10-6
横浜市(神奈川区、中区、西区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区)、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、三浦市、葉山町	公益社団法人 神奈川県生活水保全協会 045-830-5721 横浜市磯子区洋光台 6-1-1
茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町、清川村	一般財団法人 神奈川県労働衛生福祉協会 045-333-8727 横浜市保土ヶ谷区天王町 2-44-9
平塚市、大磯町、二宮町、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	一般社団法人 神奈川県保健協会 0463-73-0511 中郡二宮町中里 731-1